

見 積 依 頼 公 告

下記のとおり随意契約・オープンカウンタに付します。

記

1. 調達ポータルの利用

本調達は、「調達ポータル (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)」を利用した見積書の提出、見積合せ手続及び電子契約により実施するものとする。ただし、「紙」による証明書等、見積書等の提出及び契約手続も可とする。

2. 見積依頼に付する事項等

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 件名 | 令和8年度非常用備蓄品の購入 |
| (2) 特質等 | 見積依頼説明書による |
| (3) 納入期限 | 令和8年11月30日(月) |
| (4) 証明書等の受領期限 | 令和8年6月8日(月)午後5時00分 |
| (5) 見積書の受領期限 | 令和8年6月10日(水)午後5時00分 |
| (6) 公開見積合せの日時及び場所 | 令和8年6月11日(木)午前10時00分
大阪市港区築港4丁目10番3号
大阪港湾合同庁舎4階 大阪税関第3会議室 |
- (7) (4) から (6) については、「調達ポータル」においてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3. 見積書を提出する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、見積書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4. 契約条項を示す場所

契約条項を示す場所及び見積依頼説明書を交付する場所は、「調達ポータル」とする。

なお、紙による場合は、以下のとおりとする。

大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎3階 大阪税関総務部会計課用度係

5. 見積依頼説明書の交付方法

見積依頼説明書は、「調達ポータル」を利用して取得すること。

なお、紙による見積依頼説明書の交付を希望する場合には、以下の日時及び場所で交付する。

- (1) 日時 令和8年5月21日(木)～令和8年6月8日(月)午後5時00分
(平日 午前9時00分～正午 及び 午後1時00分～午後5時00分)
- (2) 場所 大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎3階 大阪税関総務部会計課用度係
- (3) 問合せ先 大阪税関総務部会計課用度係 担当：川北 佑輔 電話：06-6576-3043

6. 契約保証金

全額免除する。

7. 見積書の記載金額について

契約者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%（ただし、軽減税率が適用される物品に関しては8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって決定とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（ただし、軽減税率が適用される物品に関しては108分の100）に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 見積書の無効

本公告に示した見積合せの参加に必要な資格のない者の提出した見積書及び見積合せに関する条件に違反した者の提出した見積書は無効とする。

9. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

以上公告する。

令和8年5月21日

支出負担行為担当官 大阪税関総務部長 渡邊 智義